

## 石狩市オンデマンド交通実証運行 再開（案）

通勤シャトル・乗継便



市内オンデマンド



運行車両

2台（コースター）28人乗り  
 2台（ハイエース）10人乗り  
 ハイエースは市内オンデマンドと共用

2台（ハイエース）10人乗り

運行時間

出勤 7:00 ~ 9:00（週7日）  
 退勤 17:00 ~ 19:00（週7日）

市内 7:00 ~ 19:00（週7日）

運賃

麻生・手稲駅	新港地域	400円
		600円
		800円
市内交通結節点	新港地域	300円

300円（小児運賃150円）

運行エリア

麻生駅・手稲駅北口 ~ 石狩湾新港地域  
 ラルズ花川南店・市役所 ~ 石狩湾新港地域

生振地区、緑苑台地区、花川地区、樽川地区、  
 石狩湾新港地域  
エリアの拡大も検討

運行方式

準変動方式  
 （基本ルートを定めて運行）

変動方式  
 （ルートを定めない運行）

停留所

中央バスのバス停、コンビニ、スーパー  
 マーケット、郵便局、公園等

中央バスのバス停、コンビニ、スーパー  
 マーケット、郵便局、公園等

# 石狩市オンデマンド交通実証運行「いつモ」2023 市内オンデマンド運行ルール(9-17時)

	生振	緑苑台	花川	樽川	新港
生振					
緑苑台					
花川			×	×	
樽川			×	×	
新港					

# 石狩市オンデマンド交通実証運行「いつモ」2023 市内オンデマンド運行ルール(7-9時, 17-19時)

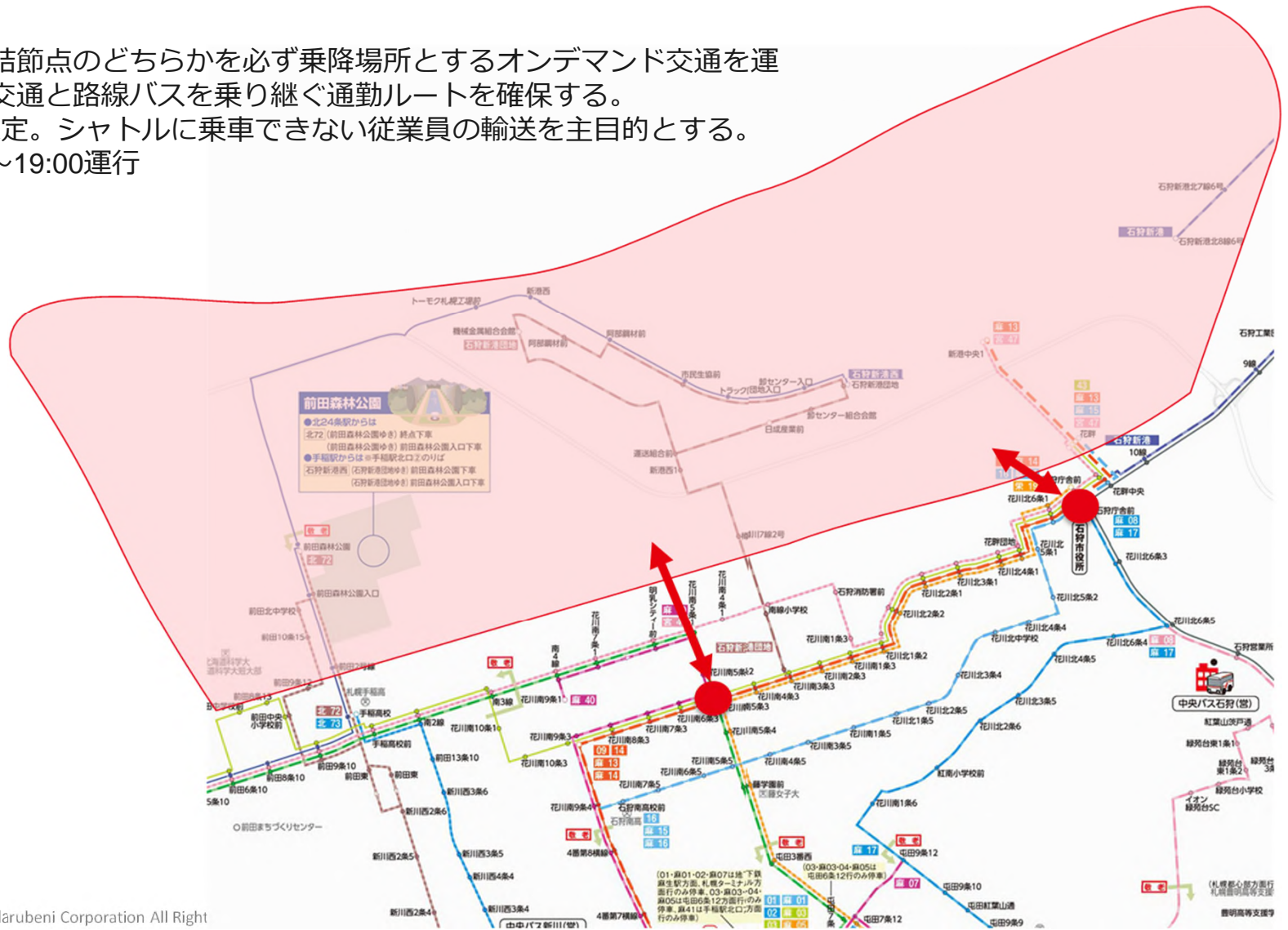
	生振	緑苑台	花川	樽川	新港
生振					×
緑苑台					×
花川			×	×	ラルス、市役所のみ
樽川			×	×	×
新港	×	×	ラルス、市役所のみ	×	×

# 参考：市内オンデマンドを活用した交通ターミナルまでの送迎

● 交通結節点/バスターミナル

石狩湾新港地域

- 石狩湾新港地域、および交通結節点のどちらかを必ず乗降場所とするオンデマンド交通を運行することで、オンデマンド交通と路線バスを乗り継ぐ通勤ルートを確認する。
- 車両は4-8人乗りの小型車を想定。シャトルに乗車できない従業員の輸送を主目的とする。
- 運賃は300円/ライド、朝7:00~19:00運行



# (参考) 通勤オンデマンド予約画面

ホーム画面

便の選択

乗降場所の選択

乗車人数・決済方法  
の選択





# (参考) 市内オンデマンド予約画面(電話予約も可能)

ホーム画面

目的地入力

「いつも」の選択

乗車人数・決済方法  
の選択



実証運行（運航）費用の算出根拠

共創プラットフォームの名称	石狩市地域公共交通活性化協議会共創部会
実施主体（事業分野） ※代表的な1者を記載すること。	石狩市（地方公共団体）

※黄色セルに記入してください。

① 交通事業者等、運行（運航）主体の種別（該当する箇所にを付けて下さい。）

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業者
<input checked="" type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業者
<input type="checkbox"/>	鉄軌道事業者
<input type="checkbox"/>	一般旅客定期航路事業者
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

② 前年度の事業損益明細表における損益の実績

補助対象期間の 損益状況	営業収益		千円	営業外収益		千円	
	営業費用	運行費（イ）		千円	営業外費用		千円
		一般管理費		千円	営業外損益		千円
	営業損益	0	千円				

③ 実証運行（運航）経費の算出

(A) 実証運行（運航）に必要な経費

(単位：円)

実証運行（運航）に必要な経費名目	積算内容	費用額
人件費	係員（車両運転手） (@9,240,000×2台+@6,160,000×2台)	30,800,000円
運行経費	実証運行車両導入（@2,100,000円×2台+@3,250,000円×2台）及び改修費1,000,000円	11,700,000円
運行経費	通勤オンデマンド及び市内オンデマンドシステム改修費	5,000,000円
外注費	コンタクトセンター業務委託費	3,500,000円
宣伝費	実証運行プロモーション業務委託費	1,500,000円
合 計		52,500,000円

(B) 実証運行（運航）により発生する収入

(単位：円)

実証運行（運航）により発生する収入名目	積算内容	収入額
		0円
合 計		0円

※記載欄が足りない場合は行を追加してください（自動計算機能が壊れないように注意してください）。

※「前年度の事業損益明細表における損益の実績」については、消費税相当額を控除した額を記載してください。

※補助対象となる実証事業に係る費用として明確に区別して計上できる費用に限り、補助対象とすることができます。